

総務文教委員会 主な審査内容



常任委員会は「総務文教」と「生活環境」の2つがあって、議員8名がそれぞれ専門的に議案を審査するんよ。

大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

Q 消防団員の処遇改善を図ることを目的として、新たに35年以上の区分を追加するとあるが、5年未満や45年以上などの勤務年数に拡大する考えについて問う。

A 今回の条例改正については、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点によるものである。根拠法である消防組織法の趣旨としても、非常勤の消防団員が永年勤続して、退職した場合に、その労苦のために支給されるものである。勤務年数の上限・下限の拡大については、これまでも何度か改正された経緯があり、現在の区分に至っている。本市の消防団員退職報償金支給対象とする勤務年数については、国においても慎重に検討されていることから、消防団の処遇改善に繋がること全般については、引き続き国及び近隣自治体の動向を見極めながら適切に対処したいと考えている。

大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

Q 平成22年度以降から利用実績がないとのことだが、貴重な資料も多くあり、条例廃止後の管理について、また、映像資料の公開について問う。

A アナログの資料については、市が制作したビデオテープなどはDVDにしており、今後は図書館での活用方法を検討している。また、戦後の引き揚げの記録映像については、毎年8月に総合市民会館のロビーで公開している。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更にについて

Q 老朽化が著しいマロンの里交流館の修繕等を行うことにより、地域における農林水産物等地域資源の商品化及び観光客の誘致を図るとあるが、具体的な内容について問う。

A まず、修繕等の内容については、電源設備の更新、雨漏り対策のための交流館及びレストランの屋根の更新、トイレの改修、照明のLED化などが主な内容である。次に、地域資源の商品化については、平成30年から3年間で国の交付金を活用して、栗のお菓子の販売をしている。現在に至るまで、いろいろな新商品を出して販売を行い、お菓子の売り上げは直売所全体で4分の1を占めている。その他の資源を活用した商品については、現在のところ案がない状況であるが、マロンの里を活性化させる任意団体と共に取り組みたいと考えている。観光客の誘致については、現在のマロンの里は、市内外から地域の新鮮な野菜やお菓子を

求めてドライブやツーリングなどで立ち寄っていただいている。今後も地域食材の直売所やレストランを活用して、観光客の誘致に努めたい。

令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）について

Q 歳入の市税が増額した理由について問う。

A 市税の内訳では、個人市民税が3680万円、法人市民税が9000万円、固定資産税が1億9000万円、都市計画税が2000万円増額した。まず、個人市民税については、令和5年度と令和6年度を比較した場合、市の人口は減少しているのに対して、納税義務者数が増加している。理由については、推測が一部入るが、近年続いている物価高騰に対応するため、一般企業の賃上げが大きく上昇したこと。また、年金額も上昇傾向であることに加えて、定年延長による高齢者層の就業割合が増加したことが、要因として考えられる。次に、法人市民税については、大手企業のうち数社の令和5年度の業績が好調に推移したことが増加要因として考えられる。固定資産税については、増加要因が2つある。1つ目が、令和6年度はJRの大竹駅舎、民間美術館、大手ドラッグストア、大手企業の新築事務所などの大型施設の家屋評価が増えたことであ

る。2つ目が、大手企業の設備投資によって償却資産が増加したことである。都市計画税については、土地や家屋の課税に比例するため、固定資産税の増加要因1つ目と同様の理由で増額した。

Q 予防接種健康被害給付費で、新型コロナウイルスワクチン接種により、健康被害認定者がいるのか、また認定者がいる場合の対応について問う。

A 現在のところ健康被害に認定された方は3名いる。認定された方は、受診に係る医療費と、医療を受診したことに対する医療手当について給付する。また、障害年金が該当する方については、年金を給付する。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決

本会議へ

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会 主な審査内容

工事施行協定の締結について

Q 城山陸橋の補修工事について、今回改修を行うことで、どの程度延命化されるのか問う。

A 橋梁の機能に支障が生じる状態になれば、架け替え等も検討していく必要があるが、そのような状態にならないよう、予防保全の観点で定期点検を行い、適切な時期に適切な方法で必要な補修を行うことで、橋梁の健全性を保ちたいと考えている。今回、橋梁全体の補修及び塗り替えを行うが、耐候性を有する重防食塗装を実施する予定であり、橋梁の期待耐用年数は40年となっている。なお、橋梁路面の舗装も実施する予定であり、その部分の期待耐用年数は20年である。環境や設置場所により耐用年数が大きく異なるため、一概に40年間修繕等が必要なくなるという事ではなく、適切な補修を実施していく必要があると考えている。

Q 工事期間は長期間と考えられるが、陸橋を通行できない期間があるのか。また、陸橋が小方北児童公園と繋がっているが、この公園も使用できない期間があるのか問う。

A 通行止めの時期や期間は現在不明である。施工業者が決まり、実施工程が決まれば、通行止めについて、事前に関係自治会に周知を図っていきたいと考えている。



現在の城山陸橋

大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について

Q 改正後の受給手続きについて、申請方法等の変更があるか、また、その周知方法について問う。

A 現在、子ども医療受給者証を所持している場合は特に申請手続き等の必要はなく、従前どおりである。ひとり親家庭等医療又は重度心身障害者医療受給者証を所持する0歳から18歳までの方は、新たに子ども医療受給者証の交付対象となるため、令和7年10月の改正に間に合うよう、対象者に申請書を送付し、手続きをしてもらう予定である。

Q 無償化により、医療サービスの利用が増加すること、医療従事者の負担が増えること、待ち時間が長くなることなどの懸念事項に対する市の考えを問う。

A 医療サービスの増加に対し、子ども医療に限らず、急な病気で救急車を呼ぶか病院を受診するか迷った場合

の対応として、救急相談センターの電話番号#71119を案内している。また、市ホームページや福祉医療受給者への通知文に医療の適正受診について記載し、呼びかけを行っている。

大竹市国民健康保険条例の一部改正について

Q 賦課限度額が引き上げられた場合、一般的には高所得者の負担が増え、低所得者の負担が減ると考えられる。改正後は後期高齢者支援分も引き上げられるが、どの程度、国民健康保険医療財政に影響を与えるのか問う。

A 国民健康医療保険制度では保険料は負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益とのバランスや円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度額が設けられている。保険料の賦課限度額は被用者保険とのバランスを考慮し、国民健康保険世帯全体に占める賦課限度額超過世帯の割合が1・5%に近づくよう、段階的に引き上げる考え方が示されている。賦課限度額の引き上げは高所得者層に一定の負担を求めため、その分、中低所得者層の負担が緩和される事となるが、このこと自体が国保財政に影響を与えるわけではなく、後期支援分についても、同様である。

大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について

Q 診察時間を変更して対応した日数などの程度あるのか。また、その場合の対応の流れを問う。

A 令和6年度の年末年始、12月29日から1月3日の6日間、診療時間を超えて診療した。17時までに電話により連絡があり、受け付けをした者全てを、順次診療して対応した。



採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決

本会議へ

本会議での採決の結果

原案のとおり可決



議案第15号

大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

大竹市特別職報酬等審議会に諮問した大竹市議会政務活動費について、同審議会の答申内容に沿って大竹市議会政務活動費を増額改定するよう本条例の一部を改正しようとするもの。

改正内容

政務活動費を月額 18,000 円から月額 30,000 円に引き上げる。

討論

人口規模からみて 30,000 円は突出して多い。また議員は自身の処遇よりも、無報酬の民生児童委員や非正規公務員の処遇改善等に率先して取り組む姿勢を示すべき。



一般質問をしない議員がいる現状で増額は不適切。報酬審議会ではこうした実態が議論されていない。



現状額では調査研究や市町村連携が不十分。増額は議員の利益でなく市民還元のための経費。透明性確保のため活動内容の公開もすべき。



議員は将来を見据えた決断が役割。調査研究予算は必要。不要な議員は申請しなければよい。議員は将来を見通す仕事と自覚すべき。



議員の質の問題は政務活動費と無関係。報酬審では活動充実と市民還元が議論され、最終評価は選挙で市民が判断する。増額を機に議員活動を強化すべき。

あなたのご意見をお聞かせください!!

大竹市議会だよりアンケート



広報広聴特別委員会では、見やすくわかりやすい紙面づくりに取り組んでいます。
市民の皆さまのご意見をお聞かせください。今後の紙面編集の参考にさせていただきます。

アンケートはこちらから▶



第1回定例会は、令和7年3月3日～3月25日の23日間行われました。
詳細については、令和7年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。
市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

